

平成30年度
柏市健康福祉審議会
全体会

会議資料

平成30年5月24日

保健福祉部・保健所・こども部

目 次

1	柏市健康福祉審議会委員名簿	2
2	諮問	
	・ 第4期柏市地域健康福祉計画について	3
3	各部署の事業概要等について	
	・ 保健福祉部の主な事業	5
	・ 保健所の主な事業	9
	・ こども部の主な事業	12
	・ 保健福祉部・保健所・こども部幹部職員名簿	15
4	資料	
	(1) 平成30年度専門分科会開催予定	16
	(2) 柏市健康福祉審議会の構成	17
	(3) 柏市健康福祉審議会運営要領	18
	(4) 柏市健康福祉審議会条例	20

1 柏市健康福祉審議会委員名簿

(敬称略, 50音順)

No.	氏名	ヨミ	所属など
1	秋元 学	アキモト マナブ	桐友学園
2	浅井 紀明	アサイ ノリアキ	江戸川学園おおたかの森専門学校
3	石井 美枝子	イシイ ミエコ	市民公募委員
4	植野 順子	ウエノ ジュンコ	柏市介護支援専門員協議会
5	大木 恵子	オオキ ケイコ	柏市小中学校校長会
6	奥野 不二子	オクノ フジコ	柏市地域包括支援センター運営協議会
7	加藤 民彌	カトウ タミヤ	市民公募委員
8	金江 清	カナエ キヨシ	柏市医師会
9	川野 優	カワノ スグル	柏市地域生活支援センター あいネット
10	小林 正之	コバヤシ マサユキ	北柏ナーシングケアセンター
11	小松 幸子	コマツ サチコ	柏市議会議員
12	金剛寺 高宏	コンゴウジ タカヒロ	柏市歯科医師会
13	齊藤 泉	サイトウ イズミ	柏市薬剤師会
14	菅井 治子	スガイ ハルコ	柏市手をつなぐ育成会
15	鈴木 美岐子	スズキ ミキコ	柏市社会福祉協議会
16	須田 仁	スダ ヒトシ	聖徳大学
17	砂川 博延	スナカワ ヒロノブ	千葉県立柏特別支援学校
18	寺本 妙子	テラモト タエコ	開智国際大学
19	長瀬 慈村	ナガセ ジソン	柏市医師会
20	中谷 茂章	ナカタニ シゲアキ	柏市社会福祉協議会
21	二瓶 一嗣	ニヘイ ヒトシ	千葉県柏児童相談所
22	根本 勇夫	ネモト イサオ	柏市ふるさと協議会連合会
23	平野 清	ヒラノ キヨシ	柏市医師会
24	平野 準子	ヒラノ ジュンコ	柏市民健康づくり推進員連絡協議会
25	古川 隆史	フルカワ タカフミ	柏市議会議員
26	細田 智子	ホソダ サトコ	柏市心身障害者福祉連絡協議会
27	堀田 きみ	ホッタ キミ	柏市非営利団体連絡会
28	松浦 俊弥	マツウラ トシヤ	淑徳大学
29	水野 誠志	ミズノ マサシ	柏市認定こども園協議会
30	望田 八重子	モチダ ヤエコ	柏市ひとり親福祉会
31	柳川 幸重	ヤナガワ ユキシゲ	柏市医師会
32	山田 守人	ヤマダ モリト	柏市私立幼稚園協会
33	山名 恵子	ヤマナ ケイコ	柏市民生委員児童委員協議会
34	吉野 一實	ヨシノ カズミ	柏市老人福祉施設協議会
35	渡部 昭	ワタナベ アキラ	柏市介護サービス事業者協議会

柏保社第63号
平成30年5月24日

柏市健康福祉審議会

会長 小林正之様

柏市長 秋山浩保

第4期柏市地域健康福祉計画について（諮問）

このことについて、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

1 内容

第4期柏市地域健康福祉計画の策定について

2 添付書類

別紙のとおり

第4期 柏市地域健康福祉計画について

1 概要

柏市の保健医療福祉分野の上位計画として位置づけ、理念を共有し、地域における様々な健康福祉施策を総合的、かつ、計画的に推進するための全体的な考え方と、市民（地域）、事業者、市社協、市などの協働による役割分担を明確にして、国の動向等、健康福祉を取り巻く環境の変化や市民意向に配慮しながら、地域福祉活動が円滑に推進できるシステムの構築を目指す計画です。

2 計画期間

第1期：平成16年度から平成20年度まで

第2期：平成21年度から平成25年度まで

第3期：平成26年度から平成30年度まで

第4期：平成31年度から平成36年度まで

3 計画の位置付け

○社会福祉法第107条に定める市町村地域福祉計画

4 計画策定の経過

本計画の策定作業は、平成29年度（基礎調査）及び平成30年度（計画作成）の2年間で行っています。

(1) 平成29年度

ア 社会動向・柏市の現状等のデータ収集

- ・市民アンケート
- ・市民ワークショップ
- ・施策・事業の進行管理

イ 第4期計画の骨子

・地域健康福祉像

『だれもが、その人らしく、住みなれた地域で、
共に、いきいきと暮らせるまち 柏』

・計画推進の重要な視点

(2) 平成30年度

平成29年度の調査結果等を踏まえ、審議会での専門的立場からの協議や地域における市民意向の把握と分析等をもとに、計画の完成を目指します。

2 各部署の主な事業と課題

平成30年5月24日

健康福祉審議会全体会資料

1 部署名
保健福祉部
2 部の所管業務について
福祉政策課（福祉部門の総合調整など） 社会福祉課（保健・福祉・医療施策の推進，民生委員，防災福祉K-Net 事業，墓地等の経営許可，日本赤十字社，戦没者遺族等の援護など） 地域医療推進課（在宅医療施策，地域医療施策，救急医療施策，柏地域医療連携センターなど） 高齢者支援課（介護保険事業計画及び老人福祉計画の策定及び進行管理，介護保険の資格管理，賦課・徴収，給付，いきがづくり，敬老事業など） 地域包括支援課（地域包括支援センター，フレイル予防，高齢者の権利擁護，生活支援体制整備など） 法人指導課（社会福祉法人等の設立許可・指導監査，介護サービス事業者の指定・指導など） 医療公社管理課（市立柏病院及び介護老人保健施設の施設管理など） 障害福祉課（障害者施策，障害者基本(福祉)計画，障害者手帳，障害福祉サービス事業者等の指定・指導・監査など） 障害者相談支援室（障害者の相談支援，障害者の虐待防止など） 生活支援課（生活保護金品の支給，行旅死病人，ホームレス，無縁者の埋葬，中国残留法人など）
3 30年度の主な方針と取り組み
(1) 第4期柏市地域健康福祉計画の策定 【課題内容】 <ul style="list-style-type: none">計画策定にあたっては、住民意向を把握・反映させるため、定性的評価としての市民アンケート・市民ワークショップ等の結果を踏まえると共に、第五次総合計画や分野別計画との整合を図りながら、健康福祉分野の上位計画と位置づけ、計画策定に取り組む必要 【取り組み】 <ul style="list-style-type: none">平成29年度に実施した市民アンケート調査や市民ワークショップ等の結果を計画に反映させるとともに、重点施策や各分野別計画の評価結果により各論（基本方針）を評価し、関連計画との調和、連携を図り、第4期計画を策定
(2) 健康長寿の推進 【現状値】 <ul style="list-style-type: none">第1号被保険者の要介護認定率…14.2%要介護認定者数…14,385人（平成27年） 【課題内容】 <ul style="list-style-type: none">健康寿命の延伸が不可欠な中、既存事業では要介護高齢者の抑制に限界が見られ、また、類似した事業が個別に行われ非効率となっていることから、組織が横断的に連携し効果的な事業の実施をすることが必要高齢者の健康を維持するためには、運動、栄養（口腔、食）、社会参加の3つの要素が重要であり、中でも高齢者がいつまでも社会・地域の担い手・支え手とし

て活躍することが、地域や社会の活性化のためにも重要

【取り組み】

- ・ 地域包括支援センター、介護予防センターを拠点とし、高齢者一人ひとりが自分の現状を把握し、気付くための「フレイルチェック」の展開を軸として、栄養・運動・社会参加の視点に基づいた各種フレイル予防プログラム（ロコモフィットかしわ等）を、地域の通いの場、居場所等の身近な地域で取り組むことができるよう、普及・啓発及び活動支援を実施
- ・ 厚生労働省の生涯現役促進地域連携事業を受託している柏市生涯現役促進協議会に参画、連携し、高齢者の就労や社会参加を促進
- ・ 気軽に立ち寄れる身近な地域での居場所づくり

(3) 地域包括ケアシステムの推進

【現状値】

- ・ 在宅療養支援診療所数…32 箇所
- ・ 認知症高齢者数…11,811 人、MCI…7,650 人

【課題内容】

- ・ 高齢になっても、病気を抱えていても、要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく、望む暮らしを続けることができるよう、医療、介護、住まい、予防、生活支援が連携して包括的に提供できるハード・ソフトの体制整備をすることが必要
- ・ 認知症（予備群含む 65 歳以上）の高齢者は約 4 人に 1 人といわれており、高齢化により益々の増加が予想されることから、正しい理解の促進と、早期診断・早期対応により適切な医療に結びつける体制整備をすることが必要

【取り組み】

- ・ 在宅医療推進体制のさらなる構築を進めるとともに、市民が在宅医療をイメージしやすいような情報発信に取り組む
- ・ 地域支えあい推進員の配置や支えあい会議の開催を通して、コミュニティでの支えあい活動の推進を図るとともに、たすけあいサービスや通いの場の運営費等を支援
- ・ 高齢者の増加等に伴う複合的・多種多様な課題等に対応し、地域の関係機関とのネットワークを構築するため、総合支援機能の充実と地域ケア会議の推進、活動評価を実施し、地域包括支援センターの機能を強化
- ・ 地域包括支援センターの認知症地域支援推進員による認知症相談や認知症初期集中支援チームによる認知症の早期発見・早期治療への支援を実施
- ・ かしわ認知症オレンジパスによる認知用の正しい理解と認知症カフェや認知症家族交流会を通じた認知症の人や家族の支援を実施

(4) 地域医療体制の整備

【課題内容】

- ・ 柏市健康福祉審議会の「市立柏病院のあり方」に関する答申では、公立病院の役割や経営改善の必要性などが提言され、さらに、病院の建て替えの前提条件として「病床利用率の向上」と「小児科入院体制の構築」が示された。公立病院を安定的・継続的に運営し市民の皆様のためによりよい医療を提供していくため、条件の達成に向けて、取り組むことが必要

【取り組み】

- ・ 市立柏病院では、「病床利用率の向上」に向けて、地域包括ケア病棟の機能強化、救急搬送の受入れ強化、病診連携の充実などを積極的に取り組み、入院患者の確保に努める。「小児科の入院体制の構築」については、小児患者の入院体制づくりと、小児二次救急の充実に向けて、指定管理者と協議を進める

(5) 介護保険事業の適切運営

【現状値】

- ・ 30日以内に要介護（要支援）認定をする割合…51.1%

【課題内容】

- ・ 介護が必要になった時に介護サービスが適切に利用できるための、利用手続き等の周知や迅速な要介護認定が必要
- ・ 介護保険料の公平な賦課徴収
- ・ 給付の適正化に努めるなど、介護保険制度の持続可能性の確保

【取り組み】

- ・ 被保険者が納得して介護保険料を納付していただけるよう、介護保険制度と柏市の取り組み状況を周知
- ・ 必要な介護サービスが円滑かつ過不足なく利用できるよう、適切な要介護認定やケアプラン点検等を実施

(6) 障害者の相談支援体制の強化及び権利擁護の推進

【現状値】

- ・ 障害者手帳保持者数…16,481人（平成28年度）
※身体障害者手帳…11,211人，療育手帳…2,550人，精神障害者保健福祉手帳…2,720人

【課題内容】

- ・ 障害者の地域生活を支援するため、民間の相談支援事業所を活用した市役所以外の地域の身近な相談場所の確保が必要
- ・ 障害者の権利擁護を推進するため、虐待防止への取り組みや相談対応、緊急時の24時間対応などの体制整備が必要

【取り組み】

- ・ 障害者の相談支援を行うため、緊急時の24時間対応を行う地域生活支援拠点も含めた相談支援事業所に地域生活コーディネーターを配置
- ・ 虐待の防止や成年後見制度の普及促進、障害者差別解消への取り組みを推進

(7) 障害者の自立・地域生活支援

【課題内容】

- ・ 障害者手帳保持者が身体・知的・精神の障害全てにおいて増加傾向にある中で、障害者の高齢化・重度化への対応
- ・ 「親亡き後」の自立支援の観点からのサービス提供体制の仕組みづくり
- ・ 障害者の就職後の定着支援率の向上や精神障害者の法定雇用、福祉的就労の場の工賃向上

【取り組み】

- ・ 重点施策として平成29年度に2か所開設した地域支援と居住支援の一体的機能

を持った地域生活支援拠点を、今後も計画的に配置し、それらを中心とする循環した障害者支援体制を構築し、障害者やその家族等が住み慣れた地域の中で安心して暮らせる環境づくりを推進

- ・ 障害者雇用の拡充と工賃向上の取組強化

(8) 生活困窮者等総合支援体制の強化

【現状値】

- ・ 生活保護率…1.1%，被保護世帯数…3,485世帯（平成29年度）

【課題内容】

- ・ 生活困窮者を含め多様で複合的な課題を抱えた市民の課題解決を図る支援体制の強化

【取り組み】

- ・ 専門の相談支援員が相談者の課題を包括的に捉え、個別的・継続的に寄り添い型の総合支援を実施
- ・ 支援体制の強化を検討

(9) 社会福祉法人の指導監査

【現状値】

- ・ 介護サービス事業所数…995箇所（平成29年度）
- ・ 指定，休廃止件数…指定560件，休止90件，廃止245件（平成25～29年度）

【課題内容】

- ・ 社会福祉法人の経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の向上等を図る社会福祉法人制度改革が実施されたことを受け、平成29年度に柏市が所管する全ての社会福祉法人の監査を行ったが、基準に適合しない運営を行っている法人があるため、引き続き指導を行っていくことが必要

【取り組み】

- ・ 平成29年度の一般監査で基準に適合しない運営を行っていた法人を中心に、運営の適正化を図るため監査を実施

(10) 社会的孤立・自殺予防対策の推進

【現状値】

- ・ 自殺者数…57人（平成28年）

【課題内容】

- ・ 増加する失業や倒産等の社会的要因を背景とした自殺への対策強化
- ・ 行政サービスと係わりのない人が自殺する危険性が高いことから、社会的に孤立しないよう地域で見守る体制構築

【取り組み】

- ・ 当事者をはじめ、第三者に対する人材育成・啓発事業を実施
- ・ 民間事業者との見守り協定を更に進め、重層的な体制づくりを実施

2 各部署の主な事業と課題

平成30年5月24日

健康福祉審議会全体会資料

1 部署名
保健所
2 部の所管業務について
総務企画課（地域保健に係る企画立案・調整に関する事、診療所・薬局などに関する事、医療従事者免許など）
保健予防課（健康危機管理総括、感染症の予防・啓発、精神保健福祉に関する相談・知識の普及など）
生活衛生課（食中毒の予防、食品衛生関係施設及び環境衛生関係施設の衛生指導など）
※動物愛護ふれあいセンター（動物愛護精神の普及啓発、犬の登録など）
地域保健課（地域保健の推進、柏市民健康づくり推進員に関する事、母子保健の推進、子育て世代包括支援センターの運営など）
健康増進課（健康増進の推進、予防接種、成人健診など）
衛生検査課（腸内細菌検査等の衛生上の試験・検査に関する事など）
3 30年度の主な方針と取り組み
(1) 子どもの健やかな成長支援
【現状値】
・ 妊娠子育て相談センター（子育て世代包括支援センター）の設置数 4箇所（平成30年度）
【課題内容】
・ 核家族化や地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦の方やその家族の方を支える力が弱くなっており、妊娠出産及び子育てに係る妊産婦の方等の不安や負担が増加
・ 地域における妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援体制の充実が必要
【取り組み】
・ 妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援を行うため「柏市妊娠子育て相談センター」において、妊婦の全数面接等により、妊娠や子育て家庭等の実情やニーズに応じたきめ細やかな支援を実施
・ 健やかな子育て支援を行い、地域での孤立・孤立化を防ぎ、養育環境を整えるため、こども部等庁内関係部署や柏市民健康づくり推進員等とも連携しながら母子保健事業を展開
(2) 健康増進の推進
【課題内容】
・ 健康寿命の延伸、生活習慣病の発症及び重症化予防を図るには、各世代を通

した市民の健康づくりに対する意識を高めるための働きかけが必要

- ・ がん検診については、登録者数、受診率の向上が課題

【取り組み】

- ・ 健康増進計画で定める重点9分野から、強化が必要な課題に絞り取り組むことで、より効果的な展開ができるように推進
- ・ がん検診については、胃内視鏡検査の導入等、精度の高いがん検診の実施により、がんを早期に発見できることを市民に広く周知、啓発することで、登録者数、受診者数及び受診率を向上

(3) 健康危機に備えた体制づくり

【課題内容】

- ・ 平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、平成26年8月に「柏市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定したため、同計画に基づく対策の推進が必要
- ・ 福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線による健康不安への対応が必要

【取り組み】

- ・ 必要に応じて対策委員会等を開催し、同計画に基づいた体制を構築するとともに、備蓄品の整備、訓練等を実施
- ・ 放射線対策については、国、福島県、近隣市の動向を注視しながら、必要な対応を検討するとともに、市民の健康不安軽減に向け、ホールボディカウンター助成事業、甲状腺超音波検査事業、健康相談事業を引き続き実施

(4) 食品・環境衛生対策の推進

【課題内容】

- ・ 公衆衛生法の規定に基づき、衛生基準等に合致する適切な維持管理等が行われていることを確認するため、生活衛生施設等に対する立入検査（監視指導）を実施しているが、衛生水準の確保が課題
- ・ 食の安全・安心の確保のため、健康被害の未然防止と、安全な食品の流通確保が課題

【取り組み】

- ・ 計画的な監視計画を作成し、生活衛生施設、水道施設、特定建築物等の届出の受理、確認検査、監視指導を実施し、監視計画及び監視方法の見直しを図り効率的な監視指導を検討
- ・ 食の安全に関しては、食品衛生法上の規定に基づき、食品衛生上の取扱いが適切に行われていることを確認するために、柏市食品衛生監視指導計画に基づき営業施設の監視を実施し、監視率を高めるよう、立入検査（監視指導）を計画的、効率的に実施

(5) 感染症対策の充実・強化

【課題内容】

- ・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の発生を予防し、そのまん延の防止に取り組み、公衆衛生の向上及び増進が必要

【取り組み】

- ・ 感染症全般について、予防啓発事業を計画的に進め、関係機関等とのネットワーク作りを推進し、サーベイランス体制を強化する等、平常時対策に取組

(6) 人と動物との共生社会の推進

【課題内容】

- ・ 人と動物が共に住みやすい街づくりを目指すなかで、犬猫の引取り数及び殺処分数を減らすことは重要な課題

【取り組み】

- ・ 動物の収容数を減らし返還や譲渡数を増やすため、適正飼養について普及啓発を行うとともに、収容・譲渡動物情報の広報を実施

2 各部署の主な事業と課題

平成30年5月24日

健康福祉審議会全体会資料

1 部署名
こども部
2 部の所管業務について
子育て支援課（地域子育て支援拠点整備，情報提供，児童センターなど） こども福祉課（家庭児童相談，児童手当，子ども医療費助成など） 学童保育課（学童保育，こどもルームの運営・整備） 保育整備課（保育園の整備など） 保育運営課（保育園の運営など） こども発達センター（こども発達相談，療育支援など） キッズルーム（入園児童の生活指導・機能訓練・保育園等訪問支援など）
3 30年度の主な方針と取り組み
(1) 保育ニーズ増加への対応 【現状値】 （平成30年4月1日現在） <ul style="list-style-type: none">・ 特定教育・保育施設数：84園、利用定員数（2・3号子ども）：7,327人・ 柏市立こどもルーム 施設数：42箇所 利用定員：2,620人 【課題内容】 <ul style="list-style-type: none">・ 共働き家庭の増加に伴い、子どもの保育を希望する家庭が増加・ 希望する方が、認定こども園や保育園、こどもルームを利用できるよう、利用希望の増加への対応 【取り組み】 <ul style="list-style-type: none">・ 認定こども園や保育園、こどもルームの整備推進・ 保育士やこどもルーム指導員の確保及び人材育成
(2) こどもの貧困対策の推進 【現状値】 （平成29年度） <ul style="list-style-type: none">・ 23.8%（ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業参加率） 【課題内容】 <ul style="list-style-type: none">・ すべての子どもたちが生まれた環境に左右されることなく、健やかに育成されるよう支援が必要 【取り組み】 <ul style="list-style-type: none">・ 「柏市子どもの貧困対策推進計画」（平成29年3月策定）の推進

- ・ 特に、ひとり親家庭に対し、子どもへの学習支援や、保護者への就労支援として、介護職員実務者研修の開催や、看護師等の資格取得中の生活資金を援助する市独自の取り組みを実施

(3) 子どもの発達支援の推進

【現状値】（平成29年度実績）

- ・ こども発達センター年間利用実人数 1,451人 *重複利用あり

【課題内容】

- ・ 子どもの発達支援を希望する家庭が増加
- ・ 認定こども園・幼稚園・保育園等において発達支援を必要とする子どもが増加

【取り組み】

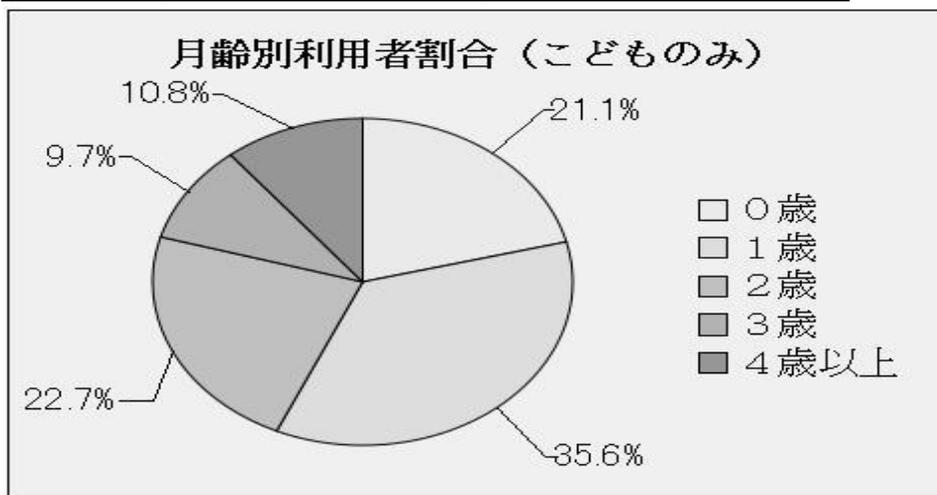
- ・ 発育や発達に心配のあるお子さんについて、相談、外来療育、キッズルームへの通園等の支援の実施
- ・ 療育の知識や経験を持った専門職員による保育施設等の巡回支援の実施

(4) 乳幼児親子への支援の充実

【現状値】（平成29年度実績）

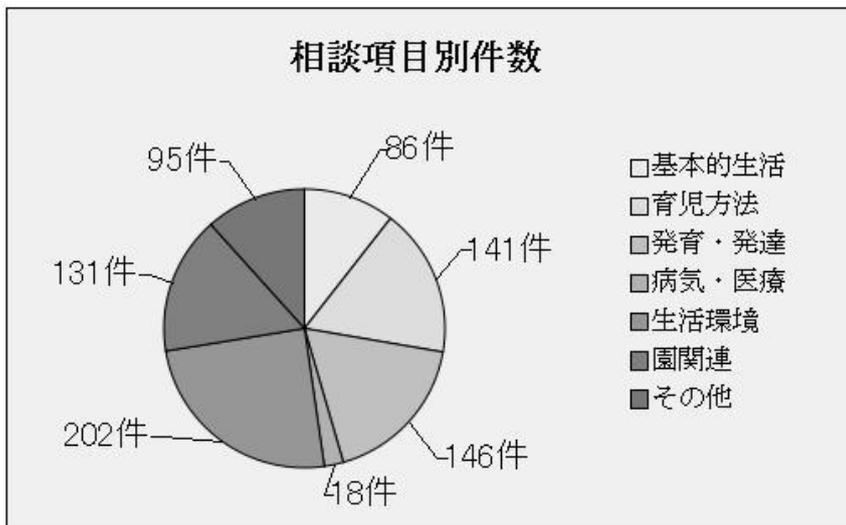
- ・ 地域子育て支援拠点（はぐはぐひろば）の整備状況

箇所数	利用者数（合計）	備考
2か所	25,969人	はぐはぐひろば沼南 はぐはぐひろば若柴



- 子育て支援アドバイザーの配置状況

箇所数	相談件数	備考
1 箇所	5 8 3 件	はぐはぐひろば沼南



【課題内容】

- 核家族化や地域のつながりの希薄化による乳幼児の保護者の孤立化や子育てに関する不安感や負担感に対応した地域環境の充実が必要

【取り組み】

- 地域の人や情報とつながる場の提供や、子育て支援アドバイザーによる相談の実施
- 市全体で子育てを支援できるよう、人材育成やネットワーク作りを推進

(5) 子ども医療費助成の拡充

【現状値】

- 16.3%（平成30年度当初の所得制限対象者率【小学4年生以上】）

【課題内容】

- 中学3年生までの子どもを対象に医療費を助成。ただし、小学4年生以上には所得制限があり、上記割合の子どもが助成対象外。

【取り組み】

- 本制度の目的である子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を一層図るため、平成30年8月からの所得制限撤廃を検討。

■保健福祉部・保健所・こども部 幹部職員名簿

	役 職	氏 名
保 健 福 祉 部	部長	宮 島 浩 二
	理事	佐 藤 靖
	次長兼障害福祉課長	小 川 正 洋
	福祉政策課長	石 毛 雅 之
	社会福祉課長	田 口 大
	地域医療推進課長	稲荷田 修 一
	高齢者支援課長	宮 本 さなえ
	地域包括支援課長	吉 田 みどり
	法人指導課長	渡 辺 清 一
	医療公社管理課長	小 倉 孝 之
	障害者相談支援室長	花野井 茂
	生活支援課長	矢 部 裕美子
保 健 所	所長	山 崎 彰 美
	次長兼総務企画課長	能 崎 勉
	保健予防課長	戸 来 小太郎
	生活衛生課長	田 邊 裕 通
	動物愛護ふれあいセンター所長	竹 田 雅 一
	地域保健課長	根 本 暁 子
	健康増進課長	相 馬 桂 子
	衛生検査課長	高 橋 美由紀
こ ど も 部	部長	高 木 絹 代
	次長兼保育運営課長	松 山 正 史
	子育て支援課長	松 澤 元
	こども福祉課長	三 富 和 法
	学童保育課長	沖 本 雅 樹
	保育整備課長	関 野 昌 幸
	こども発達センター所長兼キッズルーム所長	黒 須 美 浩

平成30年度 柏市健康福祉審議会 開催予定表

平成30年5月24日現在

	全体会	専門分科会						
		民生委員	障害者	障害審査部会	児童	高齢者	地域	市立病院
4月								
5月	24日(木) PM1:30~ 第5,6委員会室							
6月				27日(水)19時~ 別館第5会議室				
7月			19日(木)PM いきいきプラザ			○下旬を予定	26日(木)AM ウェルネス大会 議室	休 会
8月					第1回会議予定			
9月		日時未定 第1回会議予定						
10月				24日(水)19時~ 別館第5会議室			4日(木)PM ウェルネス柏研 修室	
11月			22日(木)AM ウェルネス大会 議室		第2回会議予定	○	22日(木)PM ウェルネス柏研 修室	
12月								
1月							31日(木)PM ウェルネス柏研 修室	
2月			21日(木)AM ウェルネス大会 議室	27日(水)19時~ 別館第5会議室		○		
3月		日時未定 第2回会議予定			第3回会議予定			

【予定審議内容】

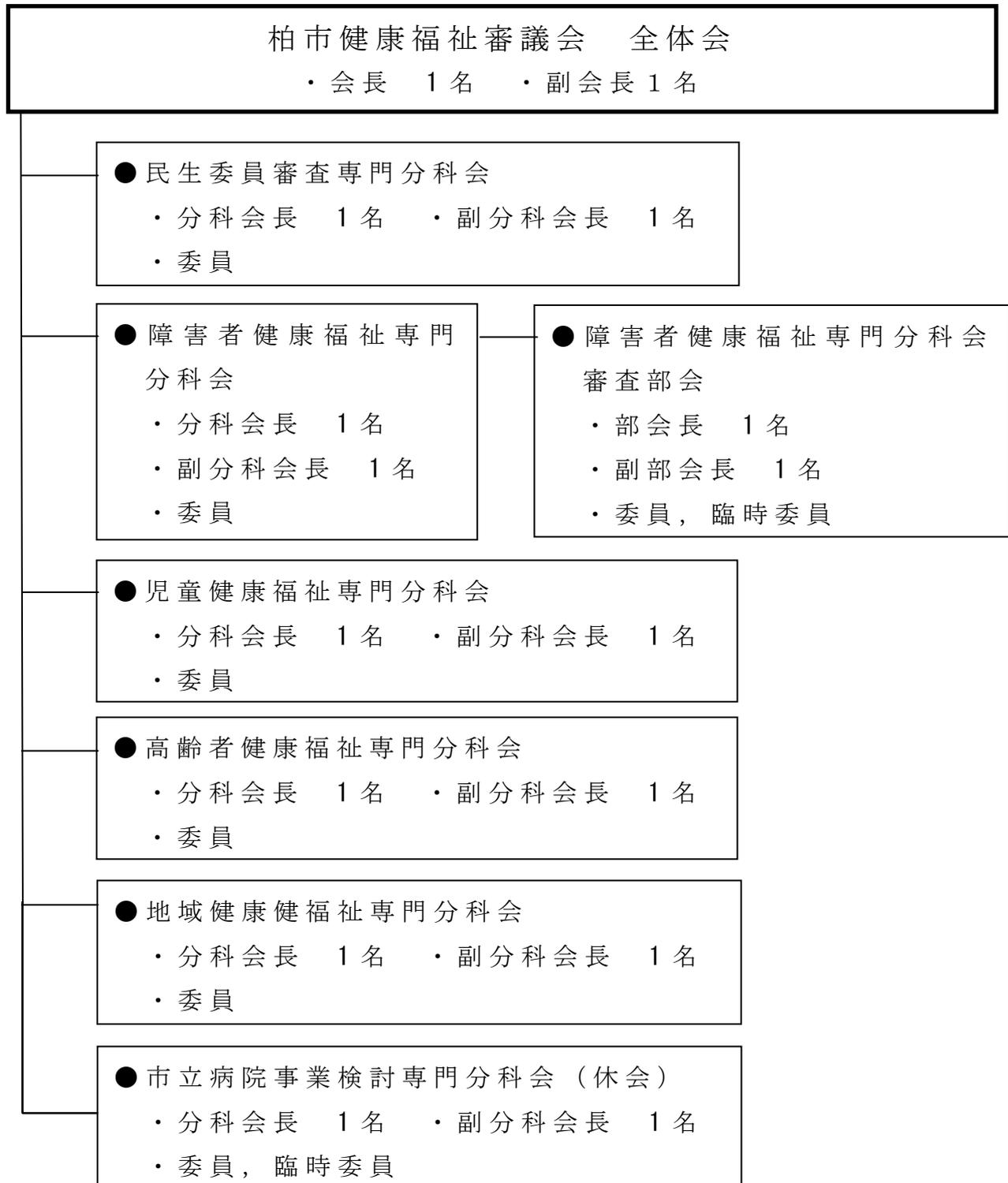
- 民生委員審査専門分科会：民生委員推薦者に対する審査に関する事 等
- 障害者健康福祉専門分科会：ノーマライゼーションかしわプランの進行管理に関する事 等
- 障害者健康福祉専門分科会審査部会：身体障害者福祉法第15条指定医の指定に関する事 等
- 児童健康福祉専門分科会：保育園・認定こども園の認可の意見聴取 等
- 高齢者健康福祉専門分科会：第7期高齢者いきいきプラン21の進行管理に関する事 等
- 地域健康福祉専門分科会：第3期地域健康福祉計画の進行管理及び第4期地域健康福祉計画の策定に係る審議に関する事 等

※正式な開催通知文につきましては、約1か月前に郵送させていただきます。
 ※各分科会の開催日時・会場等につきましては、都合により、変更させていただくことがありますので、ご了承ください。

(お問合せ先)

柏市役所福祉政策課 政策担当：小出，高橋
 〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号
 TEL 04-7167-1171/FAX 04-7164-3917
 E-mail: fukushiseisaku@city.kashiwa.chiba.jp

柏市健康福祉審議会の構成



柏市健康福祉審議会運営要領

制定 平成28年 4月 1日

施行 平成28年 4月 1日

1 趣旨

この要領は、柏市健康福祉審議会条例（平成19年12月26日条例第46号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、柏市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 審議会の開催

審議会は、原則任期満了に伴う2年に一度の委員委嘱時に開催することとし、次に掲げる事項について審議等を行うこととする。

- (1) 委嘱状の交付
- (2) 審議会会長及び副会長の選任
- (3) 専門分科会及び審査部会に属する委員等の指名
- (4) 各専門分科会会長及び副会長の選任
- (5) 諮問の受理及び調査審議する専門分科会の決定
- (6) その他健康福祉に関する重要な事項

3 年度途中の諮問

審議会開催後次の開催までの間の諮問については、内容に応じ各専門分科会会長が受理し、各専門分科会で調査審議を行うこととし、受理した諮問事項について会長に報告するものとする。

4 決議

条例第8条第5項、条例第9条第4項及び条例第10条第6項の規定により、各専門分科会の決議を審議会の決議とし、改めて審議会を開催しないこととする。ただし、法により市が策定することとなっている保健福祉に関する計画策定に関することについては、第2項の規定にかかわらず必要に応じ審議会に報告等を行うことができるものとする。

5 補則

この要領に定めるもののほか審議会運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

○ 柏市健康福祉審議会条例

平成 19 年 12 月 26 日

条例第 46 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日 条例第 24 号

平成 25 年 6 月 28 日 条例第 33 号

平成 29 年 3 月 22 日 条例第 10 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、本市における健康福祉の向上及び増進のための総合的な施策の推進に資するため、柏市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項（法第 12 条第 1 項に規定する児童福祉に関する事項を含む。）を調査審議する審議会その他の合議制の機関及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 25 条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関とする。

（平 25 条例 33・一部改正）

(所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 市長の諮問に応じ、児童福祉、精神障害者福祉その他の社会福祉に関する事項を調査審議すること。

(2) 市長の諮問に応じ、認定こども園法第 25 条に規定する事項を調査審議すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、健康福祉に関する重要な事項を調査審議すること。

(4) 健康福祉に関する重要な事項について市長に意見を述べること。

（平 25 条例 33・一部改正）

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 35 人以内をもって組織する。

2 市長は、審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 社会福祉事業に従事する者

(3) 学識経験者

(4) 本市の住民

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（平 29 条例 10・一部改正）

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員の任期は 2 年以内とし、当該臨時委員の委嘱に係る特

別の事項に関する調査審議が終了したときは、当該臨時委員は解嘱されるものとする。

3 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 現に在任する委員の総数の4分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の請求があったときは、会長は、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、次に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 民生委員審査専門分科会
- (2) 障害者健康福祉専門分科会
- (3) 児童健康福祉専門分科会
- (4) 高齢者健康福祉専門分科会
- (5) 地域健康福祉専門分科会
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める専門分科会

(民生委員審査専門分科会の所掌事務等)

第8条 民生委員審査専門分科会は、審議会の所掌事務のうち民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員は、市議会議員の選挙権を有する委員のうちから会長が指名するものとし、その数は10人以上とする。ただし、市議会議員のうちから指名される委員の数は、3人を超えてはならない。

3 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、会長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

4 第5条及び第6条の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

5 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議

とする。

(民生委員審査専門分科会以外の専門分科会の所掌事務等)

第9条 次の各号に掲げる専門分科会は、審議会の所掌事務のうちそれぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 障害者健康福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の健康福祉に関する事項

(2) 児童健康福祉専門分科会 児童及び母子の健康福祉に関する事項並びに第2条第2号に規定する事項

(3) 高齢者健康福祉専門分科会 高齢者の健康福祉に関する事項

(4) 地域健康福祉専門分科会 地域における健康福祉に関する事項

(5) 第7条第6号の規則で定める専門分科会 前条第1項及び前各号に規定する事項のほか、規則で定める事項

2 前項各号に掲げる専門分科会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 第5条及び第6条の規定は、第1項各号に掲げる専門分科会について準用する。

4 審議会は、第1項各号に掲げる専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(平25条例33・平29条例10・一部改正)

(審査部会)

第10条 障害者健康福祉専門分科会に、審査部会を置く。

2 審査部会は、障害者健康福祉専門分科会の所掌事務のうち次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師の指定に関する事項

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関(精神通院医療に係るものを除く。)の指定に関する事項

3 審査部会に属する委員及び臨時委員は、障害者健康福祉専門分科会に属する医師である委員及び臨時委員のうちから、会長が指名する。

4 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

5 第5条(第1項を除く。)及び第6条の規定は、審査部会について準用する。

6 審議会は、第2項各号に掲げる事項に関して市長から諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(平25条例24・一部改正)

(意見の聴取等)

第11条 審議会、専門分科会及び審査部会(以下「審議会等」とい

う。)は、必要に応じて委員及び臨時委員以外の関係者に対し、審議会等の会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(社会福祉法等との関係)

第12条 民生委員審査専門分科会は、法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会とする。

2 障害者健康福祉専門分科会は、法第11条第1項に規定する身体障害者福祉専門分科会とする。

3 児童健康福祉専門分科会は、法第12条第2項において読み替えて適用される法第11条第1項に規定する児童福祉専門分科会とする。

4 審査部会は、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する審査部会とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(柏市附属機関設置条例の一部改正)

2 柏市附属機関設置条例(平成8年柏市条例第6号)の一部を次のように改める。

別表市長の項柏市健康福祉審議会の目を削る。

附 則(平成25年条例第24号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第33号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

○ 柏市健康福祉審議会市立病院事業検討専門分科会規則

平成 24 年 4 月 16 日

規則第 70 号

改正 平成 26 年 3 月 31 日規則第 14 号

平成 29 年 3 月 22 日規則第 17 号

(設置)

第 1 条 柏市健康福祉審議会条例（平成 19 年柏市条例第 46 号。以下「条例」という。）第 7 条第 6 号の規定に基づき，条例第 1 条第 1 項に規定する柏市健康福祉審議会に市立病院事業検討専門分科会を置く。

(平 29 規則 17・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 条例第 9 条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は，本市の病院事業に関する事項とする。

(平 29 規則 17・一部改正)

(補則)

第 3 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

(平 29 規則 17・旧第 5 条繰上)

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

(平 26 規則 14・旧第 1 項・一部改正)

附 則（平成 26 年規則第 14 号）

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年規則第 17 号）

この規則は，柏市健康福祉審議会条例の一部を改正する条例（平成 29 年柏市条例第 10 号）の施行の日から施行する。